

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月24日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第25号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

。

改正前	改正後				
別表第2 一部事務組合（第2条関係） 1～19 [略]	別表第2 一部事務組合（第2条関係） 1～19 [略] <u>20 雫石・滝沢環境組合</u> <table border="1"><thead><tr><th>組 織</th><th>職 員</th></tr></thead><tbody><tr><td>管理者の事 務部局</td><td>会計管理者 事務局長 事務局次長 所 長</td></tr></tbody></table>	組 織	職 員	管理者の事 務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 所 長
組 織	職 員				
管理者の事 務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 所 長				
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。